

## 茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について

平成15年6月6日  
閣議了解

茨城県神栖町において、自然界には存在しない有機ヒ素化合物（ジフェニルアルシン酸）による環境汚染に起因すると考えられる健康被害が生じていることにつかんがみ、早急にその原因究明及び健康被害への対応を進めるため、政府は関係地方公共団体とも協力して、以下の対策を総合的に実施するものとする。

### 第一 健康被害に係る緊急措置

神栖町における有機ヒ素化合物の曝露が確認された者に対し、健康診査を行うとともに、医療費及び療養に要する費用を支給することにより治療を促し、また、このうち、著しく有機ヒ素化合物に曝露したと認められる者に対して協力金などを支給し、年限を限って集中的にその健康管理調査を実施することとする。また、上記調査により集積した資料等をもとに、有機ヒ素化合物に係る健康影響についての臨床医学的な調査研究を推進する。

これらの措置を通じ、早急に有機ヒ素化合物による健康被害者の症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資するものとする。

### 第二 有機ヒ素化合物に関する基礎研究及び環境モニタリング調査

専門的な研究機関において、有機ヒ素化合物の環境及び人体中の挙動等に関する基礎的な研究を推進するとともに、現在実施中の掘削調査等の結果も踏まえ、神栖町の汚染井戸周辺における土壌及び地下水に関する定期的なモニタリング調査を実施することにより、有機ヒ素化合物汚染の発現メカニズムの解明及び新たな被害の防止に万全を期するものとする。

### 第三 支援体制の整備

国として地元地方公共団体が設ける相談窓口を支援し、上記対策等に関する説明、情報開示、利用可能な諸制度の紹介や健康被害者等からの相談への対応等を一元的に行うこととする。また、神栖町における有機ヒ素化合物汚染に関し、環境省を中心とした国としての連絡体制を明確化するとともに、国、県、町の連絡体制を強化するものとする。

### 第四 その他

神奈川県平塚市及び寒川町における調査を含め、昭和48年に行われた「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップを実施するものとする。

## 緊急措置事業の目的は

神栖市における有機ヒ素化合物（DPAA）の曝露が確認できた方々に対し、健康診査を行うとともに、医療費等を給付することにより治療を促すことを通じて、当該者に係る症候及び病態の解明を図り、もってその健康不安の解消等に資することを目的としております。

## 緊急措置事業の対象者は

緊急措置事業の対象者は、原則、下記の2つの要件を満たす方です。  
(1) 茨城県神栖市におけるDPAAによる汚染が確認された井戸の水を飲用に供していた住宅に居住し、または居住していた方（居住要件）  
(2) DPAAの曝露が確認された方（曝露要件）

## 緊急措置事業の内容は

有機ヒ素化合物への曝露が確認された方に対して医療手帳を交付し、①医療費の自己負担分の公費負担、②療養手当の支給、③健康診査を実施しております。

環境省は、関係地方公共団体とも協力して、これらの措置を通して得られた資料等に基づいて、有機ヒ素化合物に係る健康影響についての臨床医学的な調査研究を推進しております。



## 問い合わせ先



### 環境省 総合環境政策局 環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03 (3581) 3351 (代表) (内線6343)

ホームページ [http://www.env.go.jp/chemi/gas\\_inform/](http://www.env.go.jp/chemi/gas_inform/)



### 茨城県 保健福祉部 保健予防課・生活衛生課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029 (301) 1111 (代表)

保健予防課 (内線3214)

生活衛生課 (内線3431)

ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/>

### 茨城県 潮来保健所

〒311-2422 茨城県潮来市大洲1446番1

電話 0299 (66) 2114

ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/itakohc/index.html>



### 神栖市 生活環境部 環境課 地下水汚染対策室

〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5

電話 0299 (90) 1111 (代表) (内線146)

ホームページ <http://www.city.kamisu.ibaraki.jp/>